

宮崎県の青少年の皆さん

あなたのその自画撮り画像

撮って大丈夫?
送って大丈夫?



一度裸や下着姿の画像を送ったら…

もう消すことはできません!

だまされたり、脅されたりして、自分の裸の画像などをスマートフォンで撮影し、画像をメール等で送付させられる「自画撮り被害」が増加しています。

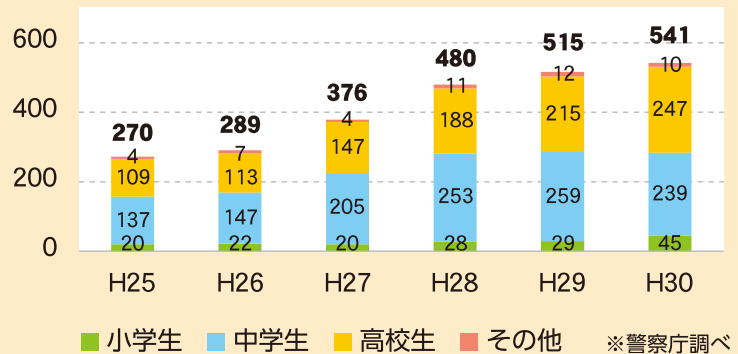
宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例が改正されました

自画撮り被害の発生

子どもたちが脅されたり、だまされたりして、自分の裸の画像などをスマートフォン等で撮影し、送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が全国的に増えており、宮崎県内においても発生しています。



自画撮り被害児童数の推移(全国)



改正内容

- ① どんな人も、18歳未満の子どもに対して、裸の画像などの提供を求めてはなりません
- ② 以下のような方法で、裸の画像などの提供を求めた者には30万円以下の罰金が科せられます
 - ・拒否されたにもかかわらず提供を求めた
 - ・不安にさせたり、だましたり、困らせたりする方法で提供を求めた
 - ・お金や物などを渡したり、渡す約束をして提供を求めた

「裸の画像を送って!」などと言われたら...



○最寄りの警察署、交番

迷わず相談するんだワン!



詳しい内容については県ホームページ「宮崎県 健全育成」で検索
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenko/kodomo/seshonen/index.html>

このチラシに関するお問い合わせは...

宮崎県福祉保健部こども家庭課 TEL.0985-26-7041